

# 第四次 人権が尊重される三重 をつくる行動プラン

(中間案)

2019（令和元）年12月

三 重 県

## 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン < 目次 >

第1章 基本的な考え方	1
1. 策定の経緯	
2. 計画の期間	
3. 「基本方針（第二次改定）」の基本理念	
4. 第四次行動プランの策定方針	
5. 第四次行動プランの基本的な視点	
第2章 施策分野別の取組方向	
(1) 施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策	
人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	7
(2) 施策分野2 人権意識の高揚のための施策	
人権施策201 人権啓発の推進	12
人権施策202 人権教育の推進	16
(3) 施策分野3 人権擁護と救済のための施策	
人権施策301 相談体制の充実	21
人権施策302 さまざまな人権侵害への対応	24
(4) 施策分野4 人権課題のための施策	
人権施策401 同和問題	28
人権施策402 子ども	33
人権施策403 女性	38
人権施策404 障がい者	43
人権施策405 高齢者	49
人権施策406 外国人	53
人権施策407 患者等	58
(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、 難病患者 等)	
人権施策408 犯罪被害者等	62
人権施策409 インターネットによる人権侵害	66
人権施策410 さまざまな人権課題	70
(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と 人権、性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人 びと）、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局によ る拉致問題等 等)	
第3章 計画の推進	78
1. 人権尊重の視点に立った行政の推進	
2. 計画の推進と進捗管理	

# 第1章 基本的な考え方

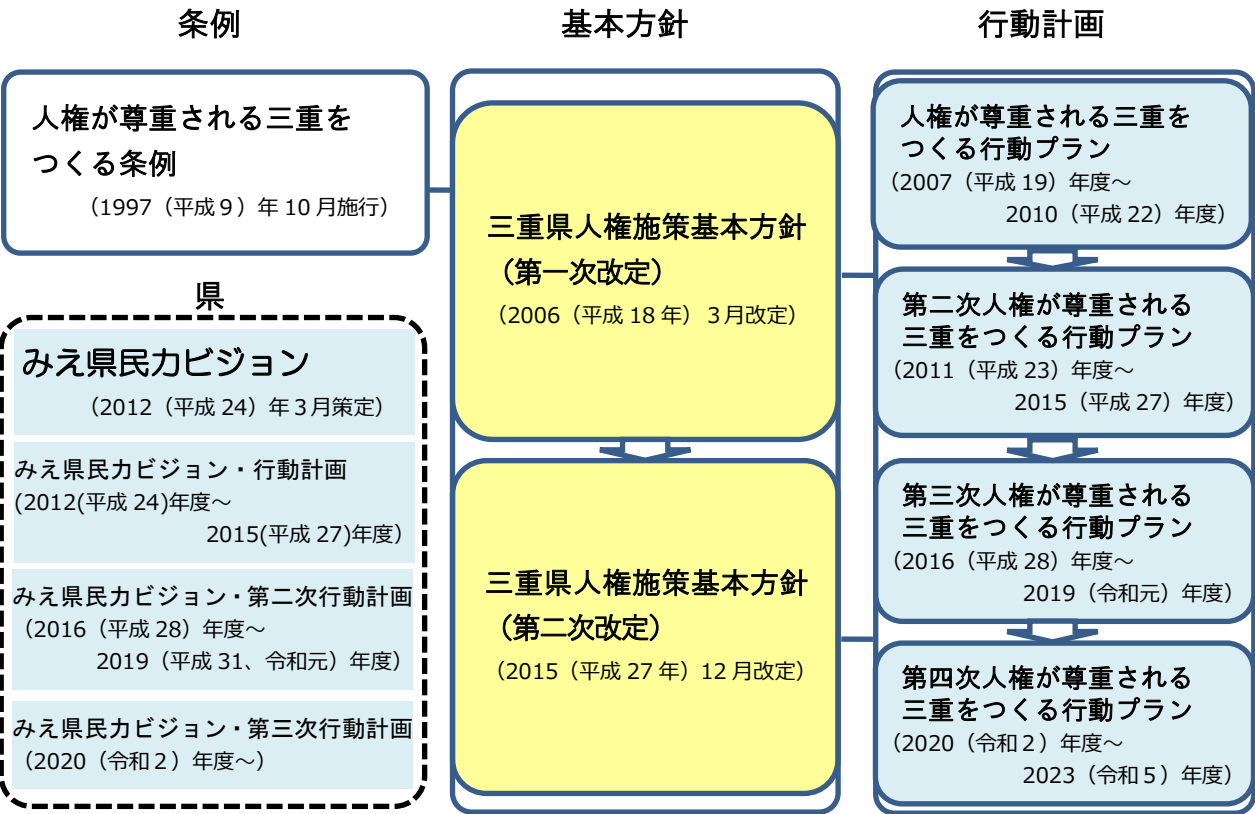
## 1 策定の経緯

三重県では、1997（平成9）年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、2006（平成18）年3月に改定した「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」を、さまざまな主体と共に着実に推進していくため、2007（平成19）年3月に「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」、2011（平成23）年3月に「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。

2015（平成27）年12月には、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定（以下、「基本方針（第二次改定）」）を行うとともに、具体的な取組を進めるための「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下、「第三次行動プラン」）を2016（平成28）年3月に策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

「第三次行動プラン」の最終年度が2019（令和元）年度であることから、人権をとりまく状況の変化や「第三次行動プラン」における4年間の取組の成果と課題、令和元年実施の「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえて、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。

### 三重県人権施策の計画体系



## 2 計画の期間

第四次行動プランの計画期間は、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4か年とします。

## 3 「基本方針(第二次改定)」の基本理念

「基本方針（第二次改定）」では、めざす社会として「差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会」を掲げています。このような社会を実現するために、「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現」と「さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現」を基本理念としています。

## 4 第四次行動プランの策定方針

第四次行動プランは、「基本方針（第二次改定）」に示された取組の方向性に従い、第三次行動プラン策定後の4年間における人権をとりまく状況の変化や、第三次行動プランにおける取組の成果と課題をふまえて策定しました。

これまで、県は、さまざまな主体が地域づくりの担い手として地域に参画できる仕組みづくりや「協創<sup>※1</sup>の視点」で人権施策を進めてきました。

2016（平成28）年に開催された伊勢志摩サミットは、本県の先人たちが時代を超えて育んできた「多様性への寛容」といった価値を再認識する機会となりました。2017（平成29）年には、全国に先駆けて「ダイバーシティみえ推進方針～ともに<sup>まらり</sup>輝く、多様な社会へ～」<sup>※2</sup>を策定し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望をもって、日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」の実現に向けた取組を進めてきました。

また、持続的に発展し続けるためには、行政だけでなく、企業、NPO、個人などのさまざまな主体と連携し、「誰一人取り残さない」というSDGs<sup>※3</sup>の理念を踏まえ、多様で、包容力ある持続可能な社会を実現することが必要です。

第四次行動プランでは、こうした経緯をふまえ、人々の多様性を認め合いつつ、社会の包容力を生かし、アクティブ・シチズンである県民の皆さんとともに、人権が尊重される共生社会を協創する施策を推進していく必要があります。

人権施策の推進は、「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」、「人権課題のための施策」の4つの施策分野に体系づけます。また、「人権課題のための施策」については10の個別課題を掲げ、それらに対して、3つの施策分野（「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」）で横断的に取り組むこととしています。

### **(1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策**

県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体、市町、県等のさまざまな主体による「居場所」や「つながり」をつくる活動や、誰もが個人として尊重され、社会参画等ができるダイバーシティ社会をつくる取組を「人権が尊重されるまちづくり」の取組とし、さまざまな主体の連携・協働により進めます。

### **(2) 人権意識の高揚のための施策**

県民一人ひとりが、人権課題について理解を深め、人権尊重社会の実現のために主体的に活動を行うよう、さまざまな主体と連携・協働しながら人権啓発・人権教育を進めます。事業の開催にあたっては、県民に広く周知するとともに、関心を持ってもらえるような内容の工夫を行います。

### **(3) 人権擁護と救済のための施策**

県民一人ひとりの人権が、適切に擁護されるよう、人権侵害に迅速かつ的確に対応するための相談体制の充実等の取組を進めます。とりわけ、個別の人権問題についての相談機関のきめ細かい周知とともに、相談員の資質向上に努めます。

### **(4) 人権課題のための施策**

個別に対応していく10項目を掲げ、それぞれの課題に応じた取組を進めます。

この施策は、主に背景、問題点等が異なる個々の人権課題に対する知識や理解を深めることにより、偏見や差別意識を解消し、課題の解決に向けた実践的な態度の形成を図り、一人ひとりに公平な機会と自立した生活が保障される社会環境の整備を進めるとともに、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めていくものです。

第四次行動プランでは、4つの施策分野のうち「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」の3つの施策分野をベースとして推進していく中で、人権の視点から個別に対応が必要となるものを、事業や取組として位置づけて推進します。

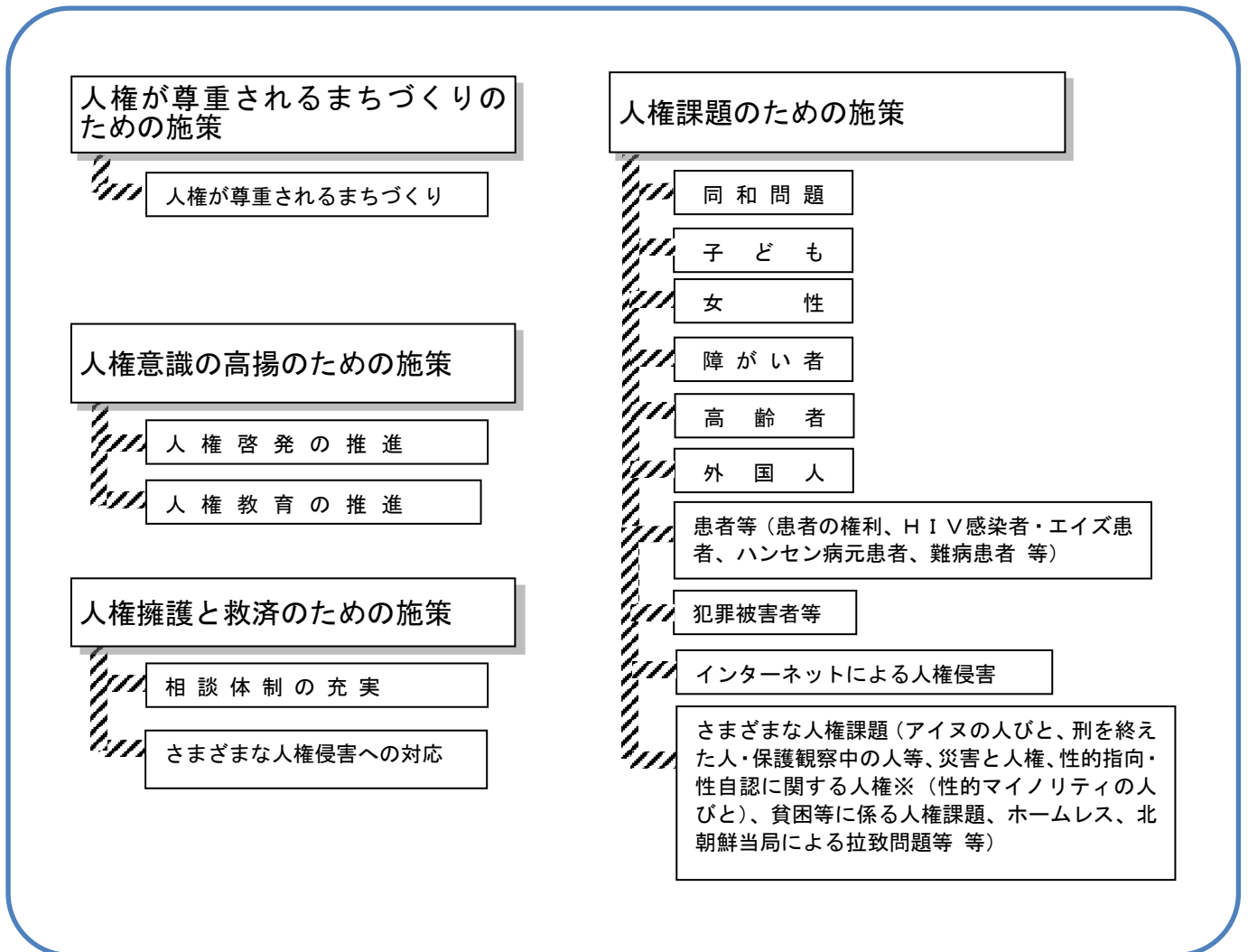
\*\*\*\*\*

**\*1 協創** これまで行ってきた、行政との役割分担のもと、個人や企業、地域の団体といったさまざまな立場で「公」の領域を担う「協働」に対し、私たちそれぞれが自立して主体的に行動し、協働の成果によって新しいものを創造していくことを「協創」と呼んでいます。県では、みんなで力を合わせて新しい三重をつくる「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていきます。

**\*2 「ダイバーシティみえ推進方針」**では、ダイバーシティを「一人ひとりが尊重され、多様性が受容され、さらにそれぞれ違った個性や能力を持つ一人ひとりがよい意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成し得なかった相乗効果を社会に生み出すというダイバーシティ&インクルージョン」の意味でとらえています。

**\*3 SDGs** 2015（平成27）年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、2030年までに世界を変えるための国際目標で、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことを目指しています。17のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な169のターゲット（達成基準）からなる普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組んでいます。

## 三重県人権施策基本方針(第二次改定)における施策体系



※社会状況等の変化に伴い、基本方針のさまざまな人権課題の「性的マイノリティの人びと」について「性的指向・性自認に関する人権」と表現しています。

## 5 第四次行動プランの基本的な視点

第四次行動プランにおける人権施策の推進にあたっては、「基本方針（第二次改定）」に掲げる3つの視点に留意して、取り組んでいきます。

### (1) 当事者への理解

当事者が、自分に向けられている行為等が差別や人権侵害であると気づいていない場合や、その事実を発信することが困難な境遇にある場合等、当事者の置かれている状況に留意する必要があります。

また、障がいのある女性や子ども、外国人の女性や子どもといった、人権課題が重複する場合は、問題が複合化する傾向にあります。

そのため、差別や人権侵害を受ける当事者の思いや意見、状況を把握し、当事者の立場に立って人権施策を推進していくことが重要です。

県では、三重県人権施策審議会をはじめとして、さまざまな機会を利用して意見交換を行うなど、県民の皆さんからの意見を聴かせていただき、よりの確な人権施策の推進につなげます。

### (2) パートナーシップ

人権施策を推進していくには、さまざまな主体との連携・協力・協働（パートナーシップ）で共に取組を協創していくことが大切です。

人権が尊重されるまちづくりは、行政だけの一方的な働きかけや取組ではなく、県民が自ら参加し、主体的に取り組んでいくものであり、さまざまな主体が得意とするものを持ち寄り、協力しあって進めていく必要があります。

### (3) 適切な公的支援

行政は、人権施策の推進に参画するさまざまな主体の「主体性」や「持てる力」を尊重しつつ、適切な支援を行います。

第四次行動プランでは、さまざまな主体と期待される役割について、次のように整理しています。

#### 県民一人ひとり

個人として、地域住民として、団体や企業の構成員として、人権意識の高揚に努力するとともに、仕事や暮らしの中のさまざまな活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。外国人住民も県民に含まれています。

人権について、お互いの人格や個性を認め、互いの「存在」を尊重するとともに、個人の個性や能力を発揮でき、自らの意思に基づいて活動できるような社会の実現に向けて行動することが期待されます。

#### 住民組織

主に地域の住民で構成し、非営利で活動する組織や団体のことをいいます。地域のニーズや課題に基づく活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体と

なります。

地域のさまざまな活動や交流の中で、住民一人ひとりが個人として尊重されるまちづくりを進めるとともに、各々の個性や特徴を認め合いながら、地域で共に生活できるような環境づくりを進めることが期待されます。

### **NPO・団体等**

非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のことをいいます。社会のニーズ、課題に基づく特定のテーマの活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。当事者で結成する団体等も含まれます。

さまざまな人権課題の当事者が、安心して生活できるよう、さまざまな支援やサービスを提供していくことが期待されます。

### **企業**

営利を目的とした会社、同業種組合等のことをいいます。社会の一員であると同時に社会的な影響を持つことから、製品、サービス等の企業活動や社員の活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。

公正な雇用や誰もが安心して働ける労働環境の整備を進めることが期待されます。また、従業員への人権に関する研修や教育を進めることが求められます。

### **行政**

国、県、市町（一部事務組合、広域連合を含む）のことをいいます。法規や制度等に基づく手続きに沿った活動や事業を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。この行動プランでは、国、県、市町を総じて「行政」として表す場合があります。

【国】人権教育・啓発に関する取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組が期待されます。

【県】個別の人権課題に対して、それぞれの法律や計画に基づき施策を進めるとともに、安心して生活していくための取組や市町の取組の支援等を進めます。また、さまざまな主体と連携・協働して人権啓発・教育や人権相談、人権救済の取組を進めます。

【市町】地域のさまざまな主体と連携・協働して、自分らしく豊かに暮らしていけるような地域社会づくりを進めることが期待されます。また、市町として提供すべきサービスや支援を的確に行っていくことが求められます。